

戸籍証明書等交付請求書

(提出先)
川越市長

窓口に来た方の本人確認をさせていただきます。写真付きの本人確認資料(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)を提示してください。その他、注意事項は裏面に記載されています。

① どなたの証明が必要ですか。(本人が取る場合は①と④のみ記入してください。) 令和 年 月 日

本籍	川越市
住所(本籍と違う場合は書いてください。)	
ふりがな	生年月日 明・大・昭・平・令・西暦
氏名	年 月 日
筆頭者の	生年月日 明・大・昭・平・令・西暦
氏名	年 月 日

※氏名を自署した場合は押印不要です。

② 請求者(戸籍等を使う方)は、どなたですか。(※①と同じときは、記入の必要はありません。)

住所・所在地	
ふりがな	生年月日 明・大・昭・平・令・西暦
氏名・法人名	印 年 月 日
①の方と②の方(請求者)との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 直系尊属(父母・祖父母) <input type="checkbox"/> 直系卑属(子・孫) <input type="checkbox"/> その他 () ※その他の方は、下の欄にも記入をしてください。
請求の理由	<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出するため(提出先機関名) <input type="checkbox"/> その他 ()

※請求者が法人の場合は社印または代表者印を押印してください。

③ 窓口に来た方(※①・②と同じときは、記入の必要はありません。)

住所	
ふりがな	生年月日 明・大・昭・平・令・西暦
氏名	年 月 日
請求者と③の方(窓口来庁者)との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 直系尊属(父母・祖父母) <input type="checkbox"/> 直系卑属(子・孫) <input type="checkbox"/> その他 ()

④ 必要な証明は何ですか。

戸籍	全部事項証明(戸籍謄本) ^{とうほん}	通	受理証明	通	()届 届出日 年 月 日
	個人事項証明(戸籍抄本) ^{しょうほん}	通	(特別書式)	通	
除籍	全部事項証明(除籍謄本)	通	届書記載事項証明	通	年 月 日
	個人事項証明(除籍抄本)	通	戸籍記載事項証明	通 ()	
改製原戸籍	謄本	通	誰のどの部分が必要か、具体的なことがある方は記入してください。 (例) ○○の出生から死亡までの戸籍を各1通ずつ		
	抄本	通			
一部事項証明	必要な方	戸籍	通		
	必要事項	除籍	通		
戸籍の附票	全員	通			
	個人	通			

※:偽り、その他不正な手段により交付を受けた者は、30万円以下の罰金に処せられます。(戸籍法第133条)

一下記職員記入欄一

本人確認: 運転免許証 パスポート 個人番号カード等 在留カード等 聴聞 () その他 ()

権限確認: 委任状 その他 ()

手数料 円 作成者

請求にあたっての注意事項

1. 請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求められることがあります。

3. 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

4. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

5. 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

6. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。

7. 押印の要否について

戸籍証明書等交付請求書には、窓口に来た方の署名又は記名押印が必要です。請求者が法人の場合は、社印または代表者印の押印が必要です。

8. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。